

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国から広域応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、直轄国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ必要最低限に絞って選定した緊急輸送ルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順も含めて明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

第2章 緊急輸送地域ルート計画

1 趣旨

- (1) 緊急輸送地域ルート計画は、高速道路や直轄国道を中心に、応援部隊や緊急物資輸送車両の広域的な移動を確保し、甚大な地震・津波被害が見込まれる区域及び防災拠点に到達するために国が選定したルート（以下「緊急輸送ルート」という。）を踏まえ、全国からの人員・物資・燃料の輸送が市町村等に迅速かつ円滑に届けられるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送地域ルートは、応援部隊や緊急物資等の輸送を行う緊急通行車両等が緊急輸送ルートから救助活動拠点や災害拠点病院などに到達し、活動を確保するため、県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、あらかじめ必要最低限に絞って選定した道路ネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートのうち宮崎県が管理すべきルートについては、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両の通行の確保のための具体的な手順も含めて明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章「実施計画の適用について」の3に掲げるタイムラインに応じて、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートの点検、道路啓開を連携して行う。
- (5) 県災害対策本部は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルートのうち県が管理するルート及び緊急輸送地域ルートについて、通行可能区間（緊急通行車両等のみか否かを含む）、通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）、点検中区間（点検完了の見通しを含む）及び未点検区間（未点検の要因を含む）の情報を収集する。
なお、緊急輸送ルートのうち県が管理するルートについては、政府現地対策本部に報告を行う。

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定したものである。（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図（広域版））

別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間

①高速道路				
道路種別	路線名	区間	管理者	備考
高速自動車国道	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州JCT 宮崎県宮崎市 清武JCT	北九州JCT～佐伯IC:NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC:国土交通省	
	宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびのJCT 宮崎県宮崎市 宮崎IC	延岡南IC～清武JCT:NEXCO西日本 NEXCO西日本	
②一般国道				
路線名	区間	管理者	備考	
国道10号	宮崎県延岡市 北川IC	宮崎県宮崎市橋通東 橋通四交差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城IC	宮崎県都城市中町 中町交差点	国土交通省	
国道218号	熊本県宇城市 松橋IC	宮崎県延岡市 延岡IC	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県	蔵田交差点～延岡IC間は北方延岡道路
国道220号	宮崎県宮崎市橋通東 橋通四交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バイパス、日南海岸ロードパーク
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道222号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県日向市 日向IC	宮崎県	
③都道府県道				
路線名	区間	管理者	備考	
宮崎県道10号宮崎インター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市 宮崎IC	宮崎県	
宮崎県道15号日知屋財光寺線	宮崎県日向市大字日知屋 仙ヶ崎交差点	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新富線	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県新富町富田 下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋線	宮崎県新富町大字新田 宮崎県道18号交差	宮崎県新富町大字新田(新田原基地)	宮崎県	
宮崎県道52号宮崎空港線	宮崎県宮崎市大字赤江(宮崎空港)	宮崎県宮崎市大字本郷南方 空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都インター線	宮崎県西都市 西都IC	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県	
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海 国道220号交差	宮崎県宮崎市大字内海(JXTG宮崎油槽所)	宮崎県	

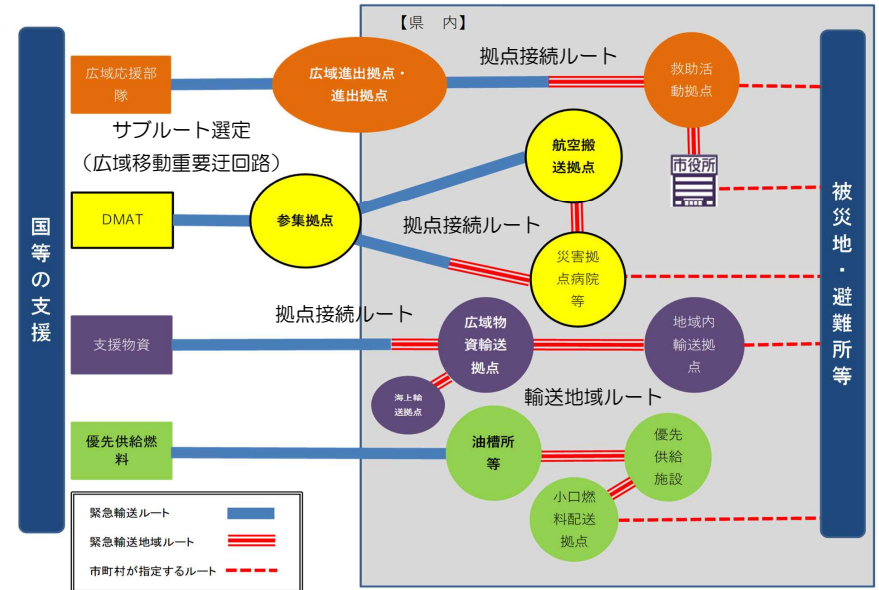
- 2 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。
- ・広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
 - ・被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
 - ・代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
 - ・拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

2 緊急輸送地域ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送地域ルート計画

- ① 緊急輸送地域ルート計画に緊急輸送地域ルートとして定める道路は、国の指定する緊急輸送ルートから県、市町村が定める防災拠点や市町村役場、災害拠点病院等に到達し、活動するための必要最少限のルートとして選定したものである。

【図2-1 緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートイメージ図】



④市町村道・臨港道路等

路線名	区間	管理者	備考
臨港道路細島港	宮崎県日向市大字日知屋 竹島入口交差点 宮崎県日向市大字日知屋(東西OT日向油槽所)	宮崎県	

- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートについて、通行可否情報を共有する。この情報に基づき、道路管理者は必要に応じた啓開活動・応急復旧、県警察本部は交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
 なお、県災害対策本部は、被災により啓開に相当な時間を要する場合は生じたときは、高速道路の緊急開口部の活用を含め、代替ルートについて速やかに検討する。
- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、発災直後においては救助活動や医療活動を念頭において、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、最優先啓開ルートから、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。
- ⑤ また、市町村においては、国が指定する緊急輸送ルート及び県が指定する緊急輸送地域ルートを踏まえ、各防災拠点から被災地・避難所等までのルートをあらかじめ選定する必要がある。
- ⑥ 緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートは、人命救助や医療活動に必要な72時間以内にルートの点検、啓開を行うべきルート「拠点接続ルート（21から29ページ）」、広域移動ルートの重要迂回路として選定しておく「サブルート（30ページ）」、及び、避難生活に重要となる支援物資の市町村拠点である地域内輸送拠点までの「輸送地域ルート（31から32ページ）」に分けることとし、拠点接続ルートとサブルートについては、道路管理者が策定する宮崎道路啓開計画（平成30年7月策定）に整理する。

【表2-1 緊急輸送地域ルートの路線及び区間】

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間	
広域進出拠点 ▲	古賀SA(下り)	NEXCO西日本	九州自動車道	参考	
	山田SA(下り)	NEXCO西日本	大分自動車道		
	山江SA(下り)	NEXCO西日本	九州自動車道		
	霧島SA(下り)	NEXCO西日本	宮崎自動車道		
	川南PA	NEXCO西日本	東九州自動車道		
進出拠点 ▲	西階総合運動公園	延岡河川国道	東九州道 延岡IC		
		延岡土木	(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野田町 市道小峰天下線	
		延岡市	(市)3010号 小峰天下線	延岡市野田町 県道241号 ~ 延岡市野田町 市道野田通線	
			(市)4006号 野田通線	延岡市野田町 市道小峰天下線 ~ 延岡市西階町 西階通線	
			(市)4003号 西階通線	延岡市西階町 市道野田通線 ~ 延岡市西階町 西階総合運動公園	
	高千穂町総合運動公園	延岡河川国道	東九州道 延岡IC 九州中央道(※2)	延岡市 延岡IC ~ 蔵田交差点	
		西臼杵支庁	国道218号(※2)	蔵田交差点 ~ 西臼杵郡高千穂町三田井 高千穂町総合公園	
	都城市公設地方卸売市場	熊本河川国道	国道218号(※2)	東進計画	
		NEXCO西日本	宮崎道 都城IC		
		宮崎河川国道	国道10号	都城市 都城IC~都城市下川東 市場入口交差点 都城市下川東 市場入口交差点 ~ 都城市志比田町 都城市公設地方卸売市場	
都城市		(市)鷹尾・上長飯通線			
救助活動拠点 ◎	西階総合運動公園	延岡河川国道	東九州道 延岡IC		
		延岡土木	(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野田町 市道小峰天下線	
		延岡市	(市)3010号 小峰天下線	延岡市野田町 県道241号 ~ 延岡市野田町 市道野田通線	
			(市)4006号 野田通線	延岡市野田町 市道小峰天下線 ~ 延岡市西階町 西階通線	
			(市)4003号 西階通線	延岡市西階町 市道野田通線 ~ 延岡市西階町 西階総合運動公園	
	日向市牧水公園交流施設	NEXCO西日本	東九州道 日向IC		
		日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC~日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	
		延岡河川国道	国道10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市新生町 新生町交差点	
			国道327号(※2)	日向市新生町 新生町交差点 ~ 日向市東郷町 鶴野内交差点	
		日向土木	国道446号	日向市東郷町 鶴野内交差点 ~ 日向市東郷町 日向市牧水公園交流施設	
		県立農業大学校	NEXCO西日本	東九州道 高鍋IC	
			高鍋土木	(県)308号 高鍋インター線	児湯郡高鍋町 高鍋IC ~ 児湯郡高鍋町 主要19号
				(主)19号 石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町 県道308号 ~ 児湯郡高鍋町持田 県道302号
			宮崎河川国道	(県)302号 高鍋美々津線	児湯郡高鍋町持田 主要19号 ~ 児湯郡川南町川南 俵橋交差点
国道10号	児湯郡川南町川南 俵橋交差点 ~ 児湯郡高鍋町 県立農業大学校				

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
救助活動拠点 ◎	清水台総合公園	NEXCO西日本	東九州道 西都IC	
		西都土木	(県)321号西都インター線 国道219号(※1・※2)	西都IC~インター入口交差点 インター入口交差点 ~ 西都市 中妻交差点 (主)24号高鍋高岡線
			(市)648号 三納線	西都市清水 清水交差点 ~ 西都市清水 市道1314号
		西都市	(市)1314号 西都原清水台線	西都市清水 市道648号 ~ 西都市三宅 清水台総合公園
		宮崎市生目の杜運動公園	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎西IC
	宮崎河川国道		国道10号	宮崎市 宮崎西IC ~ 宮崎市浮田 浮田ランプ交差点
	宮崎土木		(主)9号 宮崎西環状線	宮崎市浮田 浮田ランプ交差点 ~ 宮崎市跡江 跡江交差点
			(主)17号 南俣宮崎線	宮崎市跡江 跡江交差点 ~ 宮崎市跡江 市道富吉跡江線
	宮崎市		(市)1020号 富吉跡江線	宮崎市跡江 主要17号 ~ 宮崎市跡江 宮崎市生目の杜運動公園
	日南総合運動公園 (日南防災公園)		宮崎土木	(主)28号
		日南土木	日南高岡線(※1)	日南市東弁分 東郷交差点
		日南土木	(県)434号 風田星倉線	日南市東弁分 東郷交差点 ~ 日南市殿所 市道川向東光寺線
	日南市	(市)1-97号 川向東光寺線	日南市殿所 県道風田星倉線 ~ 日南市殿所 日南総合運動公園(日南防災公園)	
串間市総合運動公園	宮崎河川国道	国道220号	日南市油津 春日町交差点 ~ 串間市西方 串間駅前交差点	
	串間土木	(県)112号 今別府串間線	串間市西方 串間駅前交差点 ~ 串間市西方 串間市総合運動公園	
都城市高城運動公園	NEXCO西日本	宮崎道 都城IC		
	宮崎河川国道	国道10号	都城市 都城IC ~ 都城市高城町 市道片前桜並木線	
	都城市	(市)97号 片前桜並木線	都城市高城町 国道10号交差点 ~ 都城市高城町 市道軍神原通線交差点	
		(市)96号 軍神原通線	都城市高城町 市道片前桜並木線 ~ 都城市高城町 都城市高城運動公園	
小林総合運動公園	NEXCO西日本	宮崎道 小林IC		
	小林土木	(主)1号 小林えびの高原牧園線 (主)53号 京町小林線	小林市 小林IC ~ 小林市南西方 孝ノ子交差点 小林市南西方 孝ノ子交差点 ~ 小林総合運動公園	

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
航空搬送 拠点 (SCU) 	宮崎空港	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎IC	
		宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市 空港ランプ交差点
		宮崎土木	(主)52号宮崎空港線	宮崎市 空港ランプ交差点 ~ 宮崎市 宮崎空港
	航空自衛隊新田原基地	NEXCO西日本	東九州道 西都IC	「高速道路緊急開口部」(主)24号付近 ※3
		西都土木	(県)321号西都インター線 国道219号(※1・※2)	西都IC~インター入口交差点 インター入口交差点 ~ 西都市岡富 四日市交差点
		西都土木	(主)18号 荒武新富線	西都市岡富 四日市交差点 ~ 児湯郡新富町 新田新町交差点
		高鍋土木	(主)44号 宮崎高鍋線	児湯郡新富町 新田新町交差点 ~ 児湯郡新富町 新田原基地
		延岡河川国道	東九州道 延岡IC	
	九州保健福祉大学	延岡土木	(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野田町 市道小峰天下線
		延岡市	(市)3010号 小峰天下線	延岡市野田町 県道241号 ~ 延岡市野田町 市道高野天下線
			(市)3004号 高野天下線	延岡市野田町 市道小峰天下線 ~ 延岡市天下町 市道大学通線
			(市)3011号 大学通線	延岡市天下町 市道高野天下線 ~ 延岡市吉野町 九州保健福祉大学
			宮崎土木	(主)28号 日南高岡線(※1)
	日南防災公園 (日南総合運動公園)	日南土木	(県)434号 風田星倉線	日南市東弁分 東郷交差点 ~ 日南市殿所 市道川向東光寺線
		日南市	(市)1-97号 川向東光寺線	日南市殿所 県道434号 ~ 日南市殿所 日南防災公園(日南総合運動公園)

※1 … 代替ルートと重複
 ※2 … 広域移動ルート又はサブルート
 ※3 … 使用はNEXCO西日本と調整

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間	
広域物資 輸送拠点 	都城トラック団地協同組合	NEXCO西日本	宮崎道 都城IC	都城市 都城IC ~ 都城市都北町 松之元交差点	
		宮崎河川国道	国道10号	都城市都北町 松之元交差点 ~ 都城市上水流町 都城トラック団地協同組合	
	高千穂家畜市場	都城土木	国道221号	都城市都北町 松之元交差点 ~ 都城市上水流町 都城トラック団地協同組合	
		延岡河川国道	東九州道 延岡IC 九州中央道(※2)	延岡市 延岡IC ~ 蔵田交差点	
		延岡土木	国道218号(※1・※2)	蔵田交差点 ~ 西臼杵郡高千穂町 道の駅高千穂前ランプ	
		西臼杵支庁	(主)50号 諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町 道の駅高千穂前ランプ ~ 西臼杵郡高千穂町 高千穂家畜市場	
		西臼杵支庁	(主)50号 諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町 道の駅高千穂前ランプ ~ 西臼杵郡高千穂町 高千穂家畜市場	
	九州西濃運輸 宮崎支店 (※4)	熊本河川国道	国道218号	東進計画	
		宮崎土木	(主)10号 宮崎インター佐土原線 (主)11号 宮崎島之内線	宮崎市港 宮崎港 ~ 宮崎市一の宮町 一の宮交差点 宮崎市一の宮町 一の宮交差点 ~ 宮崎市旭1丁目 旭通り交差点	
			宮崎市	(市)104号旭通線	宮崎市旭1丁目 旭通り交差点 ~ 宮崎市橋通東 市役所前交差点
		宮崎土木	宮崎河川国道	国道220号	宮崎市橋通東 市役所前交差点 ~ 宮崎市中村 中村交差点
			宮崎土木	(主)9号 宮崎西環状線	宮崎市中村 中村交差点 ~ 宮崎市大坪町 大坪町交差点
				国道269号	宮崎市大坪町 大坪町交差点 ~ 宮崎市清武町船引 九州西濃運輸
				国道269号	宮崎市清武町船引 九州西濃運輸 宮崎市清武町 大久保交差点
				(県)371号 清武インター線	宮崎市清武町 大久保交差点 ~ 宮崎市清武町 清武IC
				北部港湾事務所	臨港道路 竹島線 臨港道路 白浜線
		JA宮崎経済連 椎茸流通センター (※4)	日向土木	(主)15号 日知屋財光寺線	日向市日知屋 竹島入口交差点 ~ 日向市日知屋 曾根4丁目交差点
	(主)23号 細島港線			日向市日知屋 曾根4丁目交差点 ~ 日向市新生町 新生町交差点	
	国道327号			日向市新生町 新生町交差点 ~ 日向市塩見 JA宮崎経済連椎茸市場	
	国道327号			日向市塩見 JA宮崎経済連椎茸市場 ~ 日向市新生町 新生町交差点	
	延岡河川国道		国道10号	日向市新生町 新生町交差点 ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	
	南郷くろしおドーム (※4)	日向土木	国道327号(※1)	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市 日向IC	
		油津港湾事務所	臨港道路 中央線	日南市油津 油津港 ~ 日南市油津 油津港入口(国道220号)	
		宮崎河川国道	国道220号	日南市油津 油津港入口(国道220号) ~ 日南市春日町 春日町交差点(国道222号)	
			国道222号(※1)(※2)	日南市春日町 春日町交差点(国道222号) ~ 日南市上平野 上平野町二交差点	
日南土木		(主)3号 日南志布志線	日南市上平野 上平野町二交差点 ~ 日南市西弁分 西弁分交差点		
		(県)436号 日南南郷線	日南市西弁分 西弁分交差点 ~ 日南市南郷町中村甲 中村甲交差点		
宮崎河川国道		国道220号	日南市南郷町中村甲 中村甲交差点 ~ 日南市南郷町中村甲 南郷中央公園入口交差点		

※1 … 代替ルートと重複
 ※2 … 広域移動ルート又はサブルート
 ※4 … 海路による物資受け入れ拠点としての活用を想定する。

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
海上輸送 拠点 	内海港	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎IC	
		宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市内海 県道350号
		宮崎土木	(県)350号内海港線	宮崎市内海 国道220号 ~ 宮崎市内海 内海港
	宮崎港	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎IC	
		宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市橋通東 県庁前交差点
		宮崎土木	(主)11号 宮崎島之内線	宮崎市橋通東 県庁前交差点 ~ 宮崎市一の宮町 一の宮交差点
			(主)10号 宮崎インター-佐土原線	宮崎市一の宮町 一の宮交差点 ~ 宮崎市港 宮崎港
	細島港	NEXCO西日本	東九州道 日向IC	
		日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC入口 ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
			(主)15号 日知屋財光寺線	日向市日知屋 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市日知屋 竹島入口交差点
		北部港湾事務所	臨港道路 白浜線	日向市日知屋 竹島入口交差点 ~ 日向市日知屋 臨港道路 竹島線
			臨港道路 竹島線	日向市日知屋 臨港道路 白浜線 ~ 日向市竹島町 細島港
	油津港	NEXCO西日本	宮崎道 田野IC	
		宮崎土木	(主)28号 日南高岡線(※2)	宮崎市 田野IC ~ 日南市中央通 一里松交差点
		日南土木	国道222号(※1)(※2)	日南市中央通 一里松交差点 ~ 春日町交差点
宮崎河川国道		国道220号	春日町交差点 ~ 油津港入口交差点	
油津港湾事務所		臨港道路 中央線	油津港入口交差点 ~ 油津港	
		臨港道路 大節・梅ヶ浜線	油津港 ~ 国道220号	
油槽所 		東西オイルターミナル 日向油槽所	NEXCO西日本	東九州道 日向IC
	日向土木		国道327号(※1)	日向市 日向IC ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
			(主)15号 日知屋財光寺線	日向市日知屋 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市日知屋 竹島入口交差点
	北部港湾事務所		臨港道路 白浜線	日向市日知屋 竹島入口交差点 ~ 日向市日知屋 東西OT日向油槽所
	JXTGエネルギー 宮崎油槽所		NEXCO西日本	宮崎道 宮崎IC
		宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市大字内海 県道350号
		宮崎土木	(県)350号内海港線	宮崎市大字内海 県道220号 ~ 宮崎市大字内海 JXTGエネルギー 宮崎油槽所

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間	
災害 拠点 病院 (DMAT 参集拠 点) 	宮崎大学医学部 附属病院 (基幹災害拠点病院)	NEXCO西日本	宮崎道 清武IC		
		宮崎土木	(県)371号 清武インター線	宮崎市清武町 清武IC ~ 宮崎市清武町今泉 大久保交差点	
			(県)338号 大久保木崎線	宮崎市清武町今泉 大久保交差点 ~ 宮崎市清武町木原 大学病院入口交差点	
			宮崎市	(市)1145 医大1号線	宮崎市清武町木原 大学病院入口交差点 ~ 宮崎市清武町木原 宮崎大学医学部附属病院
		宮崎土木	(県)338号 大久保木崎線	宮崎市清武町木原 大学病院入口交差点 ~ 宮崎市熊野 木崎橋南交差点	
			(県)375号 学園木花台本郷北方線	宮崎市熊野 県道338号 ~ 宮崎市学園木花台 学園木花台交差点	
			(県)376号 学園木花台加江田線	宮崎市学園木花台 学園木花台交差点 ~ 宮崎市学園木花台 学園木花台南交差点	
			(県)339号 塩鶴木崎線	宮崎市学園木花台 学園木花台南交差点 ~ 宮崎市熊野 県道367号	
			(県)367号 中村木崎線	宮崎市熊野 県道339号 ~ 宮崎市熊野 熊野交差点	
		宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 熊野交差点 ~ 宮崎市 空港ランプ交差点	
		宮崎土木	(主)52号宮崎空港線	宮崎市 空港ランプ交差点 ~ 宮崎市 宮崎空港	
		県立宮崎病院 (基幹災害拠点病院)	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎西IC	
			宮崎河川国道	国道10号	宮崎市 宮崎西IC ~ 宮崎市高松町 県立宮崎病院
		宮崎市郡医師会病院	NEXCO西日本	宮崎道 宮崎西IC	
			宮崎河川国道	国道10号	宮崎市 宮崎西IC ~ 宮崎市柏原
	宮崎市		(市)3030568号 生目の杜西線	宮崎市柏原 ~ 宮崎市大字有田 宮崎市郡医師会病院	
	都城市郡医師会病院	NEXCO西日本	宮崎道 都城IC		
		宮崎河川国道	国道10号	都城市 都城IC ~ 都城市都北町 松之元交差点	
		都城土木	国道221号	都城市都北町 松之元交差点 ~ 都城市太郎坊町 市道下川東穂満坊線	
		都城市	(市)17号 下川東穂満坊線	都城市太郎坊町 国道221号 ~ 都城市太郎坊町 市道太郎坊金田線	
	県立延岡病院	延岡河川国道	東九州道 延岡IC		
			(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野地町 県道16号	
		延岡土木	(主)16号 稲葉崎平原線	延岡市野地町 県道241号 ~ 延岡市愛宕町 県病院入口交差点	
			延岡市	(市)5103号 旭古城線	延岡市愛宕町 県病院入口交差点 ~ 延岡市新小路 県立延岡病院

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点 分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
災害 拠点 病院 (DMAT 参集拠 点)	県立日南病院	宮崎土木	(主)28号 日南高岡線(※1)	宮崎市 田野IC ~ 日南市中央通 一里松交差点
		日南土木	国道222号	日南市中央通 一里松交差点 ~ 日南市木山 県病院入口交差点
		日南市	(市)6-3号 園田通線	日南市木山 県病院入口交差点 ~ 日南市木山 県立日南病院
	千代田病院	NEXCO西日本	東九州道 日向IC	
		日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC入口 ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
		延岡河川国道	国道10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市新生町 新生町交差点
		日向土木	(主)23号 細島港線	日向市新生町 新生町交差点 ~ 日向市日知屋 千代田病院
	和田病院	NEXCO西日本	東九州道 日向IC	
		日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC入口 ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
		延岡河川国道	国道10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市向江町 向江町交差点
		日向土木	(県)230号 細島港日向市停車場 線	日向市向江町 向江町交差点 ~ 日向市鶴町 市道向江18号
	済生会日向病院	NEXCO西日本	東九州道 日向IC	
		日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC入口 ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
		延岡河川国道	国道10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 東臼杵郡門川町南町 南町南交差点
		門川町	(町)B47号 南原山通線	東臼杵郡門川町南町 南町南交差点 ~ 東臼杵郡門川町南町 済生会日向病院
	西都児湯医療センター	NEXCO西日本	東九州道 西都IC	
		西都土木	(県)321号 西都インター線	西都IC ~ 西都市 インター入口交差点
			国道219号(※1・※2)	西都市 インター入口交差点 ~ 西都市 中妻交差点
		西都市	(主)24号 高鍋高岡線	西都市 中妻交差点 ~ 市道平田7号線交差点
	小林市立病院	NEXCO西日本	宮崎自動車道 小林IC	
小林土木		(主)1号 小林えびの高原牧園 線	小林市 小林IC ~ 小林市 西町交差点	
		国道221号	小林市 西町交差点 ~ 小林市 市民病院前交差点	
小林市	(市)64号 北小林原後川内線	小林市 市民病院前交差点 ~ 小林市立病院		

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点 分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
災害 本部等	宮崎県庁	宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市橋通西 県庁前交差点
		宮崎土木	(主)11号 宮崎島之内線	宮崎市橋通西 県庁前交差点 ~ 宮崎市橋通東 宮崎県庁
	延岡市役所	延岡土木	(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野地町5丁目 市道本小路通線
		延岡市	(市)4008号 本小路通線	延岡市野地町5丁目 県道241号 ~ 延岡市東本小路 延岡市役所
	日向市役所	日向土木	国道327号(※1)	日向市 日向IC ~ 日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点
		延岡河川国道	国道10号	日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点 ~ 日向市原町 原町交差点
		日向市	(市)2号 草場細島通線 (市)191号 市役所線	日向市原町 原町交差点 ~ 日向市本町 市道市役所線交差点 日向市本町 日向市役所
	宮崎市役所	宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市橋通西 宮崎市役所
	串間市役所	宮崎土木	(主)28号 日南高岡線(※1)	宮崎市 田野IC ~ 日南市中央通 一里松交差点
		日南土木	国道222号(※2)	日南市中央通 一里松交差点 ~ 日南市吾田東 日南駅前交差点
		日南市	(市)1-1号 日南駅西弁分線	日南市吾田東 日南駅前交差点 ~ 日南市中央通 日南市役所
		日南土木	国道222号	日南市春日町 春日町交差点 ~ 日南市楠原 市道上塚田寺村線
		日南市	(市) 上塚田寺村線 山ノ口上塚田線	日南市楠原 国道222号 ~ 日南市大窪 主要3号
		串間土木	(主)3号 日南志布志線	日南市大窪 日南道上塚田寺村線 ~ 串間市大平 揚原交差点
		串間土木	(主)34号 都城串間線	串間市大平 揚原交差点 ~ 串間市奈留 大東新町交差点
	宮崎河川国道	国道220号	串間市奈留 大東新町交差点 ~ 串間市西方 串間駅前交差点	
串間土木	(県)112号 今別府串間線	串間市西方 串間駅前交差点 ~ 串間市西方 串間市役所		

※1 … 代替ルートと重複
※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○拠点接続ルート（宮崎道路啓開計画より）

防災拠点 分類	施設名称	道路管理者	路線名 (拠点接続ルート等)	区間
◎県庁 ○市町村庁舎 ●国土交通省	門川町役場	門川町	(町)C78 門川南インター線	東臼杵郡門川町 門川IC(門川南SIC) ~ 東臼杵郡門川町 門川南インター入口
		日向土木	(県)226号 土々呂日向線	東臼杵郡門川町 門川南インター入口 ~ 東臼杵郡門川町西栄町
		門川町	(町)B29 南町平城線	東臼杵郡門川町西栄町 ~ 東臼杵郡門川町平城東 門川町役場
	都農町役場	高鍋土木	(県)303号 都農インター線	児湯郡都農町 都農IC ~ 児湯郡都農町川北 主要40号
			(主)40号 都農綾線(※1)	児湯郡都農町川北 県道303号 ~ 児湯郡都農町川北 三日月原交差点
			(県)310号 都農停車場線	児湯郡都農町川北 三日月原交差点 ~ 児湯郡都農町川北 県道310号
		都農町	(町)443号 北新町中町線	児湯郡都農町川北 県道310号 ~ 児湯郡都農町川北 都農町役場
	川南町役場	高鍋土木	(県)303号 都農インター線	児湯郡都農町 都農IC ~ 児湯郡都農町川北 主要40号
			(主)40号 都農綾線(※1)	児湯郡都農町川北 県道303号 ~ 児湯郡都農町川北 三日月原交差点
		宮崎河川国道	国道10号	児湯郡都農町川北 三日月原交差点 ~ 児湯郡川南町川南 町道上町南中須線
	川南町	(町)上町南中須線 (一部 県道307号)	児湯郡川南町川南 国道10号 ~ 児湯郡川南町川南 川南町役場	
	高鍋町役場	高鍋土木	(県)308号 高鍋インター線	児湯郡高鍋町 高鍋IC ~ 児湯郡高鍋町 県道19号
			(主)19号 石河内高城高鍋線 (※1)	児湯郡高鍋町 県道308号 ~ 児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点
			(県)304号 木城高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋 宮越交差点 ~ 児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点
			(県)313号 杉安高鍋線	児湯郡高鍋町北高鍋 畑田交差点 ~ 児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点
			(主)24号 高鍋高岡線	児湯郡高鍋町北高鍋 旭通交差点 ~ 児湯郡高鍋町上江 高鍋町黒谷交差点
			高鍋町	(町)210号 高月平原線
		新富町役場	西都土木	(県)321号 西都インター線
	高鍋土木		国道219号(※1・※2)	西都市 インター入口交差点 ~ 西都市岡富 四日市交差点
	延岡河川国道 事務所	延岡土木	(県)241号 延岡インター線(※1)	延岡市 延岡IC ~ 延岡市野地町 主要16号
(主)16号 稲葉崎平原線			延岡市野地町 県道241号 ~ 延岡市野地町 延岡市消防本部前交差点	
宮崎河川国道 事務所	宮崎河川国道	国道220号	宮崎市 宮崎IC ~ 宮崎市橋通東 市役所前交差点	
	宮崎土木	(主)26号宮崎須木線	宮崎市橋通東 市役所前交差点 ~ 宮崎市大工2 宮崎河川国道事務所前交差点	

※1 … 代替ルートと重複

※2 … 広域移動ルート又はサブルート

○サブルート（宮崎道路啓開計画より）

路線名	道路管理者	区 間	備 考 道路啓開調査・作業主体
国道10号	延岡河川国道	県境 ~ 延岡市北川IC	九州地方整備局
国道219号	西都土木 宮崎土木	県境 ~ 国道10号交差点	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県
国道265号	西臼杵支庁 日向土木	県境 ~ 国道327号交差点	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県
国道327号	日向土木	国道265号交差点 ~ 新生町交差点	宮崎県
主要地方道28号 日南高岡線	宮崎土木 日南土木	田野IC ~ 一里松交差点	宮崎県
主要地方道3号 日南志布志線	日南土木 串間土木	日南市道上塚田寺村線交差点 ~ 主要34号都城串間線交差点	宮崎県
主要地方道34号 都城串間線	串間土木	主要3号日南志布志線交差点 ~ 大東新町交差点	宮崎県
日南市道 山ノ口上塚田線 上塚田寺村線	日南市	国道222号交差点 ~ 主要3号日南志布志線交差点	日南市

○輸送地域ルート（各市町村の地域内輸送拠点までのルート）

国・県管理道路

路線名	区間		管理者	対象市町村
国道10号	延岡市北川町長井(北川IC)	延岡市北川町川内名(国道326号交差点)	国土交通省	延岡市
国道221号	えびの市小田(川原交差点)	えびの市原田(市道飯野支所線交差点)	宮崎県	えびの市
国道265号	小林市(R221交差点)	小林市(市道南小林原売子木線交差点)	宮崎県	小林市
国道269号	宮崎市田野町(日南高岡線交差点)	宮崎市田野町(七野小前)	宮崎県	宮崎市
国道326号	延岡市北川町川内名(国道10号交差点)	延岡市北川町川内名(市道山瀬白石水流線交差点)	宮崎県	延岡市
国道388号	門川町中須(国道10号交差点)	門川町川内(西門川小中学校)	宮崎県	門川町
国道388号	美郷町南郷神門(国道446号交差点)	美郷町南郷神門(南郷小中学校先交差点)	宮崎県	美郷町
県道13号高岡郡司分線	宮崎市高岡町宮水流交差点	宮崎市高岡町下倉永交差点	宮崎県	宮崎市
県道28号日南高岡線	宮崎市龍交差点	宮崎市門前交差点	宮崎県	宮崎市
県道28号日南高岡線	宮崎市田野町甲(田野IC)	宮崎市田野町(国道269号交差点)	宮崎県	宮崎市
県道307号尾鈴川南停車場線	川南町平田(町道上町南中須線交差点)	川南町平田(川南町運動公園)	宮崎県	川南町
県道352号野首麓線	宮崎市高岡町下倉永交差点	宮崎市麓交差点	宮崎県	宮崎市

○輸送地域ルート（各市町村の地域内輸送拠点までのルート）

市町村管理道路

路線名	区間		管理者	対象市町村
宮崎市道昭和通線	宮崎市昭和町(昭和町交差点)	宮崎市宮崎駅東(宮崎市総合体育館立体駐車場)	宮崎市	宮崎市
宮崎市道龍門前線	宮崎市門前交差点	宮崎市高岡町高浜	宮崎市	宮崎市
宮崎市道小山田瓜田ダム線			宮崎市	宮崎市
ふるさと農道(楠見瓜田線)			宮崎市	宮崎市
都城市道桜馬場通線	都城市祝吉町(祝吉五差路交差点)	都城市早水町(早水公園)	都城市	都城市
延岡市道曾立壁原線	延岡市北川町川内名(市道山瀬白石水流線交差点)	延岡市北川町川内名(北川体育館)	延岡市	延岡市
小林市道南小林原売子木線	小林市仲町交差点	小林市愛宕前	小林市	小林市
日向市道日向サンパーク線	日向市幸福(国道10号交差点)	日向市幸福(日向サンパーク)	日向市	日向市
西都市道325号堀ノ内千田前線	西都市大字調殿(県道高鍋高岡線交差点)	西都市大字調殿(妻湯)	西都市	西都市
えびの市道飯野支所線	えびの市原田(国道221号交差点)	えびの市原田(飯野出張所)	えびの市	えびの市
綾町道灰原線	綾町北俣(県道26号交差点)	綾町北俣(綾てるはドーム)	綾町	綾町
高鍋町道畑田(1)線	高鍋町北高鍋(県道313号交差点)	高鍋町北高鍋(町道高月平原線交差点)	高鍋町	高鍋町
西米良村道村所2号線	西米良村村所(村所橋)	西米良村村所(西米良中学校)	西米良村	西米良村
木城町道中川原岩測線	木城町高城(町道中央公民館線交差点)	木城町高城(町営体育館)	木城町	木城町
木城町道中央公民館線	木城町高城(出店交差点)	木城町高城(町道中川原岩測線交差点)	木城町	木城町
美郷町道本村吾味線	美郷町南郷神門(国道388号交差点)	美郷町南郷神門(町道小路3号線交差点)	美郷町	美郷町
美郷町道総合運動公園線	美郷町南郷神門(町道小路3号線交差点)	美郷町南郷神門(南郷総合運動公園)	美郷町	美郷町
美郷町道小路3号線	美郷町南郷神門(町道本村吾味線交差点)	美郷町南郷神門(町道総合運動公園線交差点)	美郷町	美郷町
日之影町道町民センター線	日之影町七折(西宮水交差点)	日之影町七折(日之影町福祉館)	日之影町	日之影町
五ヶ瀬町道立壁高畑線	五ヶ瀬町三ヶ所(役場前交差点)	五ヶ瀬町三ヶ所(三ヶ所中学校)	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町

★:市町村役場を含む

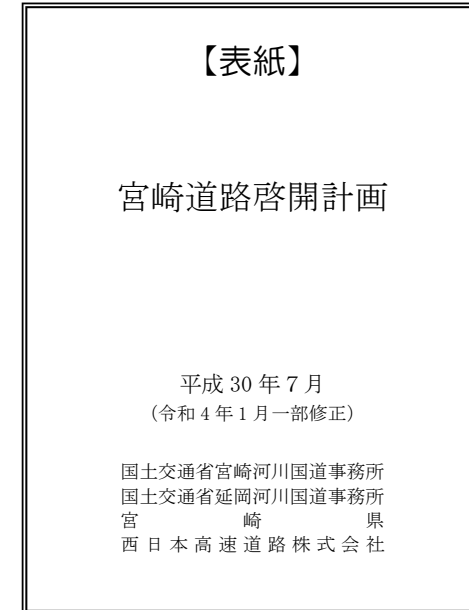
(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルートについて、他の道路管理者が管理するものも含め、
 - ア 通行可能区間（緊急通行車両等のみか否かを含む）
 - イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
 - ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）
 - エ 未点検区間（未点検の要因を含む）
 を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。
- ③ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、国土交通省と連携し、これらの情報をもとにした緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁はプローブ情報処理システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやUAV（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。
- ⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
- ⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

緊急輸送ルート、緊急輸送地域ルートの点検、啓開・応急復旧の方法の詳細については「宮崎道路啓開計画」による。

ただし、「宮崎道路啓開計画」に記載のない緊急輸送地域ルート（輸送地域ルート31~32頁）については、発災時からの経過時間に応じたタイムライン（14頁）を目安に、地域内輸送拠点等の開設状況を踏まえ、必要に応じてこれらのルートを優先啓開対象路線に加える。



- ① 県災害対策本部は、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を政府現地対策本部及び関係機関と共有する。
- ② 道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、必要に応じて、緊急通行車両等の通行を確保するために区間を指定し、車両の移動などの措置を行うとともに、道路啓開と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ③ 道路管理者等は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやUAV（無人航空機）等の活用のほか、民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

- ⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

- ④ 道路管理者は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し、国土交通省に対して支援の要請を行う。

(3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② また、都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の発行を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。
- ⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

(国民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(3) 必要な交通規制の実施

- ① 県警察本部は、緊急輸送を確保するために、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行うとともに緊急交通路指定予定路線からの一般車両等の排除等を行う。
- ② また、県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、同法76条の6の規定に基づく、車両の移動を要請する。
- ③ 県公安委員会は、緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定し、緊急通行車両の円滑な通行を確保する。
- ④ 県公安委員会及び県災害対策本部は、県外からの支援車両への緊急通行車両確認標章の発行を円滑に行うことができるよう緊急災害対策本部から、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の必要な情報を収集する。
- ⑤ 南海トラフ地震発生時には、道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルート及び緊急輸送地域ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など県民等の理解・協力が必要不可欠である。そのため、県及び市町村の災害対策本部は、一般車両の通行禁止等について、広く県民に協力を要請する。

【特記事項：県民への協力要請の例】

- 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両は、速やかに他の場所へ移動してください。
- 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両等の通行や災害応急対策の妨げとならないよう駐車してください。
- 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるよう、エンジンは付けたまま、または、分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないでください。
- 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

（4）港湾等及び河川の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場³など河川の活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

³ 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5km、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。

（4）港湾等の活用

- ① 県災害対策本部は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港などの活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、港湾管理者や漁港管理者は、発災後、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港の点検を行う。